

令和 4 年 3 月 17 日
水管理・国土保全局砂防部
気 象 庁令和 4 年 3 月 16 日 23 時 36 分頃の福島県沖の地震に伴う
土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

令和 4 年 3 月 16 日 23 時 36 分頃の福島県沖の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった岩手県、宮城県、山形県及び福島県の市町村について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

令和 4 年 3 月 16 日 23 時 36 分頃の福島県沖の地震により、宮城県と福島県で最大震度 6 強、岩手県と山形県で最大震度 5 強を観測しました。

これらの県の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、これらの地域では通常よりも警戒を高めるため、当分の間、各県と各気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。詳細は下表の通りです。

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

対象の県	通常の基準に対する 暫定基準の割合	暫定基準を設ける対象の市町村 (市町村内で発表対象区域を分割している場合は、その区域)
岩手県	8 割	一関市、奥州市、矢巾町
宮城県	7 割	石巻市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市東部、東松島市、大崎市東部、蔵王町、大河原町、川崎町、亘理町、山元町、涌谷町
	8 割	仙台市東部、仙台市西部、塩竈市、白石市、多賀城市、栗原市西部、富谷市、村田町、柴田町、丸森町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町東部、大和町西部、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、美里町、女川町
山形県	8 割	中山町
福島県	7 割	福島市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、天栄村、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村
	8 割	郡山市、郡山市湖南、いわき市、白河市、須賀川市、本宮市、川俣町、大玉村、鏡石町、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、玉川村、浅川町、古殿町、広野町、川内村、葛尾村

問い合わせ先			
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室			
企画専門官	松本 直樹（内線 36-152）		
	代表 03-5253-8111	直通	03-5253-8468
	F A X 03-5253-1610		
気象庁大気海洋部気象リスク対策課			
土砂災害気象官	桑嶋 裕太（内線 4219）		
	代表 03-6758-3900	直通	03-3434-9051
	F A X 03-3434-9081		